

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月24日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第42号

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第7条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。